

## 個別の取組・事業について

### ■要請事項 a に関して

| 項目           | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 植生に係る対応   | <b>◆固有森林生態系保全・修復等事業</b><br>【資料 3-1】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弟島、兄島、父島、母島で外来植物駆除を実施中。兄島では植栽試験を続行。</li> <li>・ 母島では新たにアカギ伐根の樹皮を剥離し萌芽抑制効果をモニタリング。</li> <li>・ 弟島では、オガサワラグワのシロアリに対する対処療法の検討及び樹勢回復と稚樹の保全を実施する。</li> </ul>                                                                                                 |
|              | <b>◆森林生態系の維持・再生（母島北部のアカギ駆除等）</b><br>【資料 3-2】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 21 年度から母島北部民有地で駆除を開始し、アカギの本数を減らすことが出来ている。</li> <li>・ 駆除後は、光環境が改善し、コブガシやモクタチバナなどが成長・開花、沢沿いの一部ではトンボ類の確認数の増加傾向がみられる。</li> </ul>                                                                                                              |
|              | <b>◆希少植物保護増殖事業</b><br>【資料 3-3】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内希少植物 12 種の保護増殖事業を継続。</li> <li>・ 種により、状況・課題が異なる。ノヤギの駆除等により回復が見込まれる種がある一方、開花や結実、発芽が見られないなどの課題がある種もある。</li> </ul>                                                                                                                                           |
|              | <b>◆父島 植生の保全回復に係るノヤギ対策</b><br>【資料 3-4】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 年以内の父島におけるノヤギの根絶に向け、本年度より排除圧を高めて実施している。</li> <li>・ ノヤギ排除の影響に係る植生モニタリングを実施している。</li> </ul>                                                                                                                                                        |
|              | <b>◆小笠原諸島における在来樹木による森林の修復手法の開発</b><br>【資料 3-5】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今年度から開始した補助事業（事業期間 5 年間）で、父島列島と母島列島とで実施。</li> <li>・ これまでに実施した外来植物駆除や植栽試験のレビュー、文献調査等を行い、その成果を整理・分析し、広く活用できるよう体系化を目指す。</li> <li>・ 外来植物駆除に加え、播種・植栽等により在来植生の導入を図ることで、早期の森林修復が可能となるよう実証試験を行う。</li> <li>・ その他、安全で安定的な苗木づくりの技術開発を検討する。</li> </ul> |
| 2. 陸産貝類に係る対応 | <b>◆陸産貝類域内保全対策（個体群再生等）</b><br>【資料 3-6】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 父島列島での個体群再生を目指し、巽島への補強、南島への再導入を検討。現在、環境調査や再生計画の検討を実施中。</li> <li>・ ウズムシが侵入していない母島においては、侵入リスクの高い土付き苗対策などの侵入防止策・体制等の確立を検討している。</li> </ul>                                                                                                             |
|              | <b>◆陸産貝類域内保全（兄島等でのネズミ防除）対策</b><br>【資料 3-7】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 28 年 8 月の殺鼠材散布、BS 対策により、カタマイマイ属・ヤマキサゴ属の生息密度は回復、微増傾向。</li> <li>・ 平成 29 年 7 月に、クマネズミが確認され、今年度、増えている可能性があり、状況を確認中。</li> <li>・ 今年度、陸産貝類の重要保全エリアを拡充してベイトステーションを追加・設置する等、対策を進めている。</li> </ul>                                                     |

| 項目          |                                                      | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | <p>◆陸産貝類域内保全<br/>(ツヤオオズアリ防除)<br/>対策<br/>【資料 3-8】</p> | <p>&lt;①母島・南崎&gt;<br/>・固有陸産貝類であるノミガイ類を保全するため、アリの生息範囲を囲うようにベイト剤を設置し、押さえ込みに成功。<br/>・対策範囲を徐々に内側に展開しているところ。</p> <p>&lt;②母島・北港&gt;<br/>・平成 27 年 10 月から駆除開始。平成 29 年 12 月に休憩舎周りで生息を確認。平成 30 年 10 月現在海岸の一部でのみ見つっている。生息場所が移動しており、巣の特定が困難。</p> <p>&lt;③母島・農地等&gt;<br/>・平成 29 年度から母島の農地等（蝙蝠谷農業団地、見廻山農業団地、農協集出荷場）で駆除を実施。根絶に向けて継続中。</p> <p>&lt;④父島・宮之浜園地&gt;<br/>・平成 29 年 3 月から国、都、村の協働作業により駆除を実施。<br/>・現在はフェンス沿いでのみ生息を確認、駆除を継続中。</p> |
|             | <p>◆陸産貝類の生息域外保全対策<br/>【資料 3-9】</p>                   | <p>・世界遺産センター保護増殖室と扇浦屋外飼育施設、4 動物園で域外保全を実施。<br/>・遺産センターでは 6 種 13 個体群を飼育し、全ての種で繁殖が成功。<br/>・飼育スペースがほぼ上限に達しているため、遺伝解析により、地域個体群の統合等効率化を図る。<br/>・屋外飼育手法の確立に向けて給餌、施設タイプを試行。</p>                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 3. 昆虫類に係る対応 | <p>◆固有昆虫保全対策<br/>(グリーンアノール防除) 対策<br/>【資料 3-10】</p>   | <p>&lt;兄島&gt;<br/>・B ライン以北へのアノール拡散防止を概ね維持できているが生息密度の高い箇所が増えつつある。<br/>・一昨年度の干ばつの影響から昆虫類の個体数は回復していない。<br/>・アノールの影響と思われるヒメカタゾウムシの減少傾向が確認され、今後の対策について検討を開始。</p> <p>&lt;母島新夕日ヶ丘&gt;<br/>・侵入防止柵内では、侵入抑制と捕獲により固有昆虫類への捕食影響を低減出来ている。</p>                                                                                                                                                                                          |
|             | <p>◆兄島 在来植生保全に係る C ライン事業<br/>【資料 3-11】</p>           | <p>・総延長約 2.4km の C ラインは平成 30 年 3 月竣工した。<br/>・維持管理を継続して実施しており、竣工後これまでに破損はない。<br/>・林内の環境、陸貝、アノールの侵入監視モニタリングを実施している。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|             | <p>◆固有昆虫類保全（保護増殖事業）<br/>【資料 3-12】</p>                | <p>・オガサワラハンミョウは、平成 27 年度より再導入を実施しているが、今年度は蛹化が進まず放逐できた個体数は少なかった。<br/>・希少トンボ類は、生息状況のモニタリング、トンボ池の管理、外来樹木の伐採等の環境改善を継続実施。<br/>・オガサワラシジミは、6 月からほぼ確認されておらず、危機的な状況。今後の対応について検討し、多摩動物公園の域外飼育個体群を安定的に維持するための体制構築、域内の生息環境改善を図っていく。</p>                                                                                                                                                                                              |

| 項目             | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4. ほ乳類、鳥類に係る対応 | <p>◆希少野生動物保全（アカガシラカラスバト、オオコウモリ保護増殖）対策<br/>【資料 3-13】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハトの個体数は増加傾向にあると推定されるが、個体群が安定している状態とは言えない。</li> <li>・ノネコのリバウンドにより増加傾向は見られない。個体数推定や域外保全での自然育雛の技術確立などが課題。</li> <li>・コウモリについては、平成 29 年に保護増殖検討会を設置。今年度は母島の冬期集団ねぐら調査等を実施。</li> </ul>      |
|                | <p>◆希少鳥類保護管理対策調査事業<br/>【資料 3-14】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アカガシラカラスバトは、今まで観察数の少なかった営巣や群が観察された。</li> <li>・オガサワラカワラヒワは、例年に比べて目撃数が減少しており、個体数の減少が推測される。今後の生存可能性を分析した結果、ノネコの捕食やネズミによる繁殖阻害が続くと絶滅リスクが増加することが明らかになった。</li> <li>・オガサワラノスリは 20 ペアが定着し、9 ペアで繁殖成功。</li> </ul> |
|                | <p>◆希少野生動物保全（ノネコ捕獲等）対策<br/>【資料 3-15】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・父島では、早期の完全排除を目指し、捕獲圧の強化、効率的な捕獲の試行、実施。</li> <li>・母島では、保全対象種の繁殖・生息地が重複する南部地域を中心にノネコの捕獲を実施。</li> </ul>                                                                                                |
|                | <p>◆南島におけるネズミ類の駆除<br/>【資料 3-16】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年 7 月、10 月にセンサーカメラにてネズミが撮影されたため、平成 30 年 1 月に再度全島駆除を実施</li> <li>・平成 30 年 8 月に再度ネズミが確認されたため、捕獲し薬剤耐性等を調べると共に、専門家による駆除対策検討会立ち上げ、来年度以降の対策を検討予定。</li> </ul>                                             |
|                | <p>◆聟島列島植生の保全回復に係るネズミ対策<br/>【資料 3-17】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・媒島において植生回復の大きな障害となっているネズミの駆除に着手した。駆除手法は、殺鼠剤の手撒き散布、ベイトステーション等を用いており、来年度以降嫁島も着手する。</li> <li>・同時にセンサーカメラによるネズミ個体数の変化をモニタリングしている。</li> </ul>                                                          |
| 5. その他の対応      | <p>◆小笠原世界遺産センターの運営<br/>【資料 3-18】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外来種対策のため、属島に持ち込む資材や道具などを燻蒸室や冷凍室にて処理。</li> <li>・地域や観光客に世界自然遺産の価値等を伝えていくため、企画展やイベント等を実施</li> </ul>                                                                                                       |
|                | <p>◆動物対処室の運営<br/>【資料 3-19】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関・団体が保護した希少動物等の治療、リハビリ補助</li> <li>・ペット由来の外来種を生み出さないための適正飼養の推進</li> </ul>                                                                                                                                  |
|                | <p>◆愛玩動物に関する検討<br/>【資料 3-20】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛玩動物WGにおいてペット等の適正管理に関する制度骨子を策定</li> <li>・小笠原村において、条例化を検討</li> </ul>                                                                                                                                        |
|                | <p>◆集落・農地でのネズミ対策<br/>【資料 3-21】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・父島・母島の集落内での一斉防除を今冬実施予定。</li> <li>・父島・母島において、カゴ罠の無料貸し出しを継続して実施</li> <li>・母島農地において、殺鼠剤に加え、ベイトステーションの購入補助を実施</li> </ul>                                                                                     |

## ■その他の世界遺産管理に係る主な取組状況

| 項目                                   | 概要                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>◆村民参加の森づくりプロジェクト</b><br>【資料 3-22】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 返還 50 周年を契機に「オガサワラグワ」の森づくりを実施。</li> <li>・ 平成 30 年度は、村民参加型のイベントを父島、母島においてそれぞれ 4 回実施予定。</li> <li>・ イベントでは、オガサワラグワ等の植樹するほか、そのための地ならし、近自然工法による階段づくりなど実施。</li> </ul> |
| <b>◆ボランティア 環境教育</b><br>【資料 3-23】     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 父島ボランティア、母島ボランティア、東京農大等のボランティアの開催、村内及び内地の教育機関向けの環境教育の実施。</li> </ul>                                                                                             |



## ①進捗状況

## ◆ 外来種駆除について

父島列島(弟島、兄島、東島、父島)、母島列島(母島、向島)で外来植物駆除を実施。母島では新たに堺ヶ岳や桑ノ木山、乳房山でアカギ伐根の剥皮処理を行い萌芽抑制効果をモニタリング。

## ◆ 植栽播種について

兄島滝之浦海岸部において播種試験による実生の良好な成長。徐々に植栽エリアを拡大中。母島桑ノ木山での移植苗は良好な根の発達。

## ◆ 弟島オガサワラグワ・シロアリモニタリングについて

今回の調査結果では、37本の対象木についてシロアリ生体の確認15本、過去の痕跡14本となり樹勢診断でも不良等が9割以上。



(写真左) 母島でアカギ伐根の剥皮処理状況

(写真右) 滝之浦で播種試験による実生の良好な生育状況

## ②本取組の目的

小笠原諸島の国有林の8割を占める小笠原諸島森林生態系保護地域において、特異な自然を後世に引き継ぐため、固有の森林とそこに生息・生育する動植物を含む森林生態系を保全・修復。

## ③これまでの経緯

平成21年度から、継続して希少動植物や集水域等に配慮したアカギ・モクマオウ等の外来植物の駆除等を行うとともに、実施箇所の事前・事後モニタリングや駆除後の在来樹種の植栽を実施。

## ④課題・今後の対応

- 溪畔林に侵入するアカギの根や根萌芽で増えるキバングロウ等に対し、効果的な駆除技術の開発が課題。
- 新たな外来植物駆除手法の検討と事後モニタリングの継続、在来植生の播種・植栽の継続的な実施。
- 弟島のシロアリ対策についてベイト剤を使用できないことから、別の対処療法を検討し生木の樹勢回復、稚樹の保全を実施。

## 森林生態系の維持・再生(母島北部のアカギ駆除等)

平成30年12月18日  
環境省

## 資料3-2

関連事業費 約7百万円

## ①進捗状況

- いずれの駆除地も前回と比較して、アカギの本数を減らすことが出来ている。
- アカギ駆除後は、光環境が改善し、コブガシやモクダチバナなどが成長・開花。
- 沢沿いの光環境等の改善により、一部では、一部ではトンボ類の確認数増加傾向もみられる。
- アカギ等の駆除、有効活用等の啓発のための木工教室の開催予定(母島)。

## ②本取組の目的

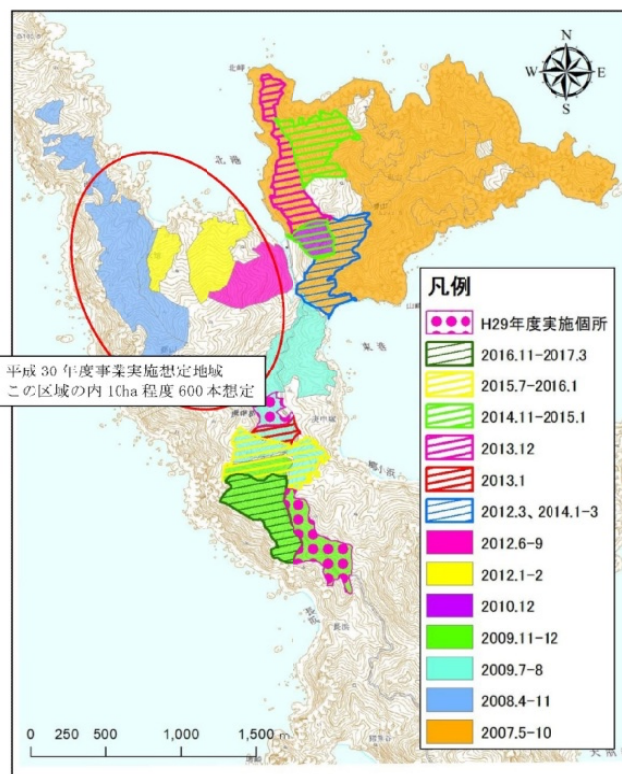
- 森林生態系の維持・再生  
承諾を得られた民有地等でアカギ等の駆除試験を実施
- 希少植物種保全  
ホシツルラン、ヒメタニワタリ、タイヨウフウトウカズラ等の生育地での駆除
- 希少昆虫保全  
ハナダカトンボ等の固有トンボ類の生息地保全、オガサワラジミの餌木保全のための駆除

## ③これまでの経緯

- 2007(平成21)年から主に民有地において駆除を実施(369ha)
- 2013(平成25)年からは一度駆除した地域の再駆除を開始(H29末で96ha実施)

## ④課題・今後の対応

- かつて雌木が多かった場所は埋土種子が大量にあったと思われ、駆除後に幼稚樹の繁茂が見られる。
- 一方、雌株が少なかった箇所では、再生が進んでいる。



平成30年度 大沢海岸上流部周辺を予定  
(固有トンボ類の生息環境保全にも寄与)

# 希少植物保護増殖事業

平成30年12月18日  
環境省

資料3-3

関係事業費 約7百万円

## ①進捗状況

- ◆小笠原希少野生植物種保護増殖事業中期実施計画(H28-30)に基づき、保全対策を実施し、今年度第2次中期実施計画(H31-35)を策定。
- ◆種により、状況・課題が異なる。短期的な課題解決が想定される種(A)、対策を図る上で情報不足の種(B)、短期的な課題解決が困難な種(C)に区分される。「開花しない」「結実・発芽が見られない」「実生が定着しない」「個体数が非常に少ない」「遺伝的な多様性が低い」などの課題。
- ◆播種や植栽、ネズミ・ノヤギ食害対策、被陰する外来植物の駆除、域外保全の取組みを実施。
- ◆コヘラナレンやムニンノボタンなど、ノヤギの排除やネズミの低密度化などによる防除効果がみられる種がある。



父島ウラジロコムラサキ



食害防止策

## ②本取組の目的

国内希少種12種で「自然状態で安定的に存続できる状態」を達成するため、保護増殖事業を実施。

- ・ヒメタニワタリ(A)
- ・シマカコソウ(A)
- ・ウラジロコムラサキ(A)
- ・アサヒエビネ(B)
- ・ムニンノボタン(A)
- ・コバトベラ(B)
- ・タイヨウフウトウカズラ(B)
- ・コヘラナレン(A)
- ・ウチダシクロキ(B)
- ・シマホザキラン(C)
- ・ムニンツツジ(C)
- ・ホシツルラン(C)

## ③これまでの経緯

- ・長年にわたり保護増殖を実施
- ・平成27年に中期実施計画を策定(計画期間は、平成28年度～平成30年度の3ヶ年)
- ・平成30年に第2次中期実施計画(平成31年度～平成36年度の5ヶ年)を策定

## ④課題・今後の対応

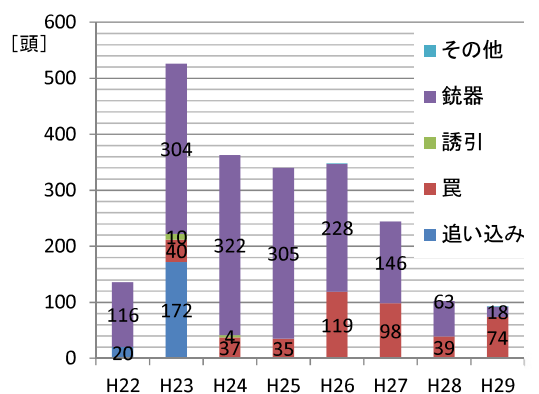
- ・各種の課題に応じ、研究機関とも連携し、遺伝解析、発芽環境や好適環境の把握、種子の播種、ネズミ対策、外来植物の除去等の効率的な保護増殖事業の実施の検討。

# 父島 植生の保全回復に係るノヤギ対策

平成30年12月18日  
東京都小笠原支庁

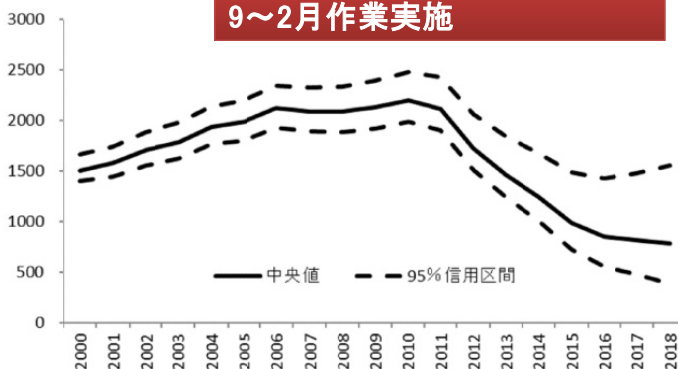
資料3-4

## ①進捗状況



H22~29 ノヤギ排除個体数の推移(東京都)

今年度は180頭捕獲を目標  
9~2月作業実施



推定されたノヤギの個体群動態 H30.3時点  
(実線は中央値、点線は95%信用区間、横軸は年を示す)

## ②本取組の目的

父島の固有植生(乾性低木林及びムニンヒメツバキ林)を中心とした生態系の保全のため、ノヤギ排除によるデメリットから保全すべき生態系を守りながら、モニタリングの状況を踏まえ計画的にノヤギを根絶する。

## ③これまでの経緯

- ・速やかな根絶(H22管理計画)
  - ・速やかなノヤギ排除に伴う弊害の発生を懸念し、自然増分のみ排除(H27~H29)
  - ・モニタリングをしながら計画的に根絶(H30管理計画)
- ⇒現在約800頭(推定値)

## ④課題・今後の対応

- ノヤギ対策:**  
計画的(5年以内、H30~)に根絶
- 外来植物対策:**  
都有地+遊歩道沿いの植生回復

## ①結果(結論)

## ◆過去の植栽事例及び現地調査の実施

これまで作成された報告書等から、過去の植栽事例の整理を行うとともに、育苗を目的とした在来樹木図鑑の編纂等を行っている。

## ◆外来樹木の駆除と在来植生導入試験

兄、父、母、向島に計8箇所の試験地を設置し、外来樹木の駆除地に挿し木等による在来樹木の導入試験を行っている。

## ◆苗木等の生産

父島、母島にて採取した在来樹木種子の播種や挿し木等を行い、安定的で安全な苗木生産を目的とした各種試験を行っている。



挿し木試験の状況(母島)

森林内での伏せ木試験  
(母島桑ノ木山)採取した種子の屋内  
播種試験の状況(父島)  
※使用基盤:ヤシチップ、  
パーミキュライト

## ②本取組の目的

これまで小笠原で取り組まれてきた外来植物駆除の成果を整理・分析し、在来樹木の天然力を活用した植栽技術の実証試験により、駆除後の外来樹種の再生を抑制し、より効果的・効率的な森林修復手法を開発することを目的とする。

## ③課題・今後の対応

- ・育苗を目的とした在来樹木図鑑の編纂に取り組んでいるが、樹種により得られる情報に偏りが多く、引き続き情報収集を行う。
- ・在来樹木の導入については、特に外部で育苗した苗木にはウズムシやツヤオオズアリ等の外来生物等の移入リスクがあることが課題であり、リスクを最小限化する技術について引き続き検討を行う。
- ・苗木等の生産試験では、遺伝情報の管理方法や植栽後の育成管理が課題であり、個体識別タグや化成肥料、保水性ポリマー等の利用の可否について検討を行う。

## 陸産貝類域内保全対策(個体群再生等)

平成30年12月18日  
環境省

資料3-6

関連事業費 約95百万円の内数

## ①進捗状況

## 【個体群再生】巽島への補強、南島への再導入の検討

- ・植生、土壌水分環境、外来動物(ウズムシ、ネズミ)の侵入状況等の調査を実施
- ・現地調査を含めて個体群再生の候補地を検討

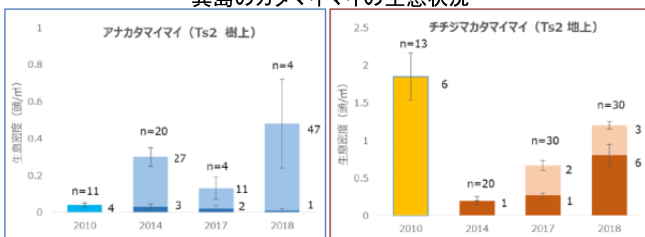
## ◆南島

過去に生息していたチヂマカタマイマイ、アナカタマイマイの再導入

## ◆巽島

現在、チヂマカタマイマイ、アナカタマイマイが生息しており、その個体群の補強  
→今後、個体群再生計画を策定し、世界遺産センターでチヂマカタマイマイ・アナカタマイマイを増殖、再導入・補強

巽島のカタマイマイの生息状況



※濃色:成貝 淡色:幼貝 中間:区別なし

## ②本取組の目的

## ◆陸産貝類の保全

- ・陸産貝類の生息状況把握
- ・ウズムシ未侵入の母島・兄島等への侵入防止
- ・個体群再生(陸貝WG)  
巽島への補強、南島への再導入の検討

## ③これまでの経緯

## &lt;父島・鳥山地域&gt;

平成27年 侵入防止柵・エリア防除柵の設置  
平成28-29年 柵内でウズムシ確認  
11月 陸産貝類が確認できず

## &lt;父島・巽崎地域&gt;

平成29年 10月 半島中央部でウズムシ確認  
平成30年 現在 先端部ではウズムシ未確認  
チヂマカタマイマイ等を確認

## &lt;父島・個体群再生&gt;

平成30年 2月~南島・巽島での個体群再生の検討  
<母島>

平成30年2月 母島検討会を立ち上げ。今後の課題を整理し、新たな外来種の侵入防止対策を検討。

## ④課題・今後の対応

- 土付き苗対策など母島へのウズムシの具体的な侵入防止策・体制等の確立(母島検討会)
- 現地調査等を踏まえ、父島列島での個体群再生計画の策定(陸貝WG)
- その他 ウズムシの駆除技術の開発等を実施中。



## 陸産貝類域内保全(兄島等でのネズミ防除)対策

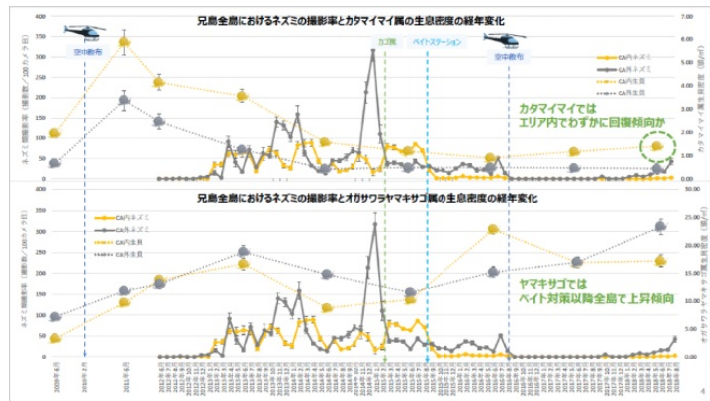
平成30年12月18日  
環境省

資料3-7

関連事業費 約95百万円の内数

### ①進捗状況

- 平成28年8月に、兄島・瓢箪島・人丸島の陸産貝類保全を目的に殺鼠剤を空中散布
- 空散・BS対策以降、カタマイマイ属の食害は減少し、ほぼ無くなったが、ヤマキサゴ属では今年度上昇傾向がみられた。生息密度は回復、微増傾向。
- 平成29年7月に、瓢箪島、兄島のセンサーカメラにてクマネズミが撮影(残存もしくは父・弟島等から再侵入個体)。
- 今年度、陸産貝類の重要保全エリアを拡大し、ベイトステーションを増強(1428基)。



### ②本取組の目的

- 兄島の陸産貝類の絶滅回避と個体群の維持・回復

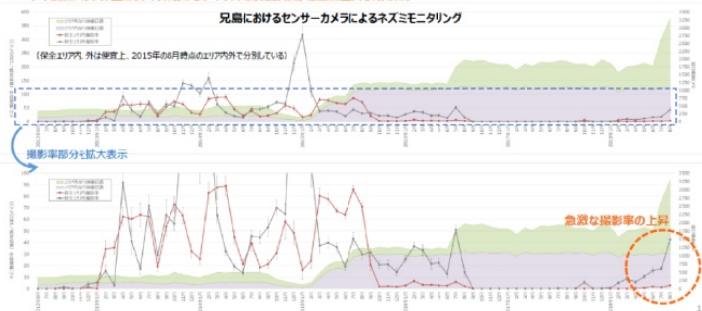
### ③課題・今後の対応

- 評価等
  - ・陸産貝類の絶滅は回避できたが、平成22年の空散後のレベルには達しなかった。
  - ・空散、ベイトステーションによる保全効果が評価。
  - ・陸産貝類の回復が遅いのは干ばつの影響の可能性。
  - ・非標的種への殺鼠剤の悪影響は確認されなかった。
- クマネズミが増えている可能性があり、継続して状況を確認している。必要に応じて対策を検討する。
- その他、ヤドカリ等によるBSからの殺鼠剤の逸出が課題であり逸出防止対策を行う予定。

### ネズミ類と陸産貝類の生息状況の推移

資料2-2

・2012年6月以降、センサーカメラを用いたネズミのモニタリングを実施中。2015年以降カメラを増設して全島のモニタリングを実施。2017年7月にさらに増設し、現在120台を稼働。  
⇒今年度に入り、保全エリア外におけるクマネズミの撮影数が急激に上昇し始めた。



## 陸産貝類域内保全(ツヤオオズアリ防除)対策

### <①母島・南崎>

平成30年12月18日  
環境省

資料3-8①

関連事業費 約6百万円

### ①進捗状況

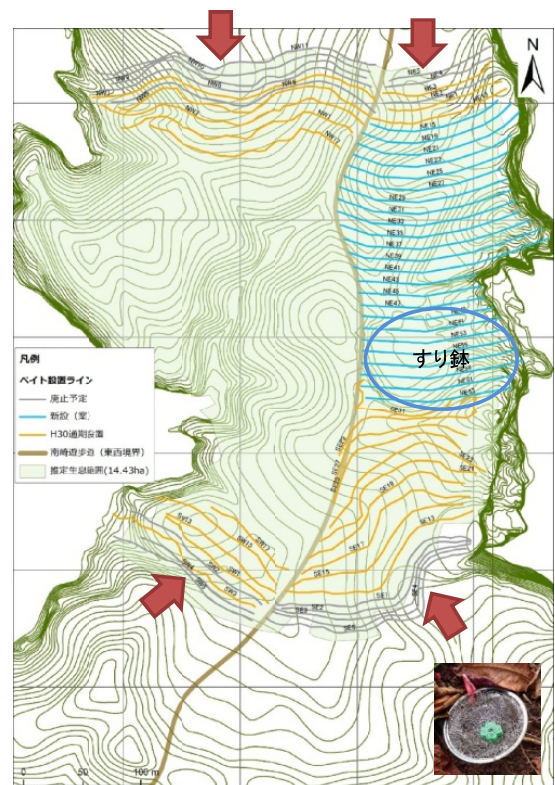
- 陸産貝類等を摂食するツヤオオズアリ(外来種)が確認されている母島南崎において、平成28年3月からツヤオオズアリの生息範囲を囲うようにライン状にベイト剤を設置。
- ツヤオオズアリの押さえ込みに成功し、その生息範囲を徐々に縮小させている。
- 母島乳房山は平成29年度に地元関係者により根絶を達成。北港で東京都、農地で小笠原村が対策を実施中。

### ②本取組の目的

- 固有陸産貝類等の保全を目的にツヤオオズアリの母島南崎での地域根絶を目指す

### ③課題・今後の対応

- ・母島南崎でのツヤオオズアリのさらなる分布域を縮小させる。
- ・南西区は複雑な地形のためか、なかなか生息範囲を縮小できていない。ベイト剤の増強を検討。



母島南崎でのツヤオオズアリ対策  
生息範囲が徐々に縮小

陸産貝類域内保全(ツヤオズアリ防除)対策  
＜②母島・北港＞

平成30年12月18日  
東京都小笠原支庁

資料3-8②

①本取組の目的

希少種な陸産貝類や在来種を守るため、  
母島・北港周辺に侵入したツヤオズアリの駆除を行う。

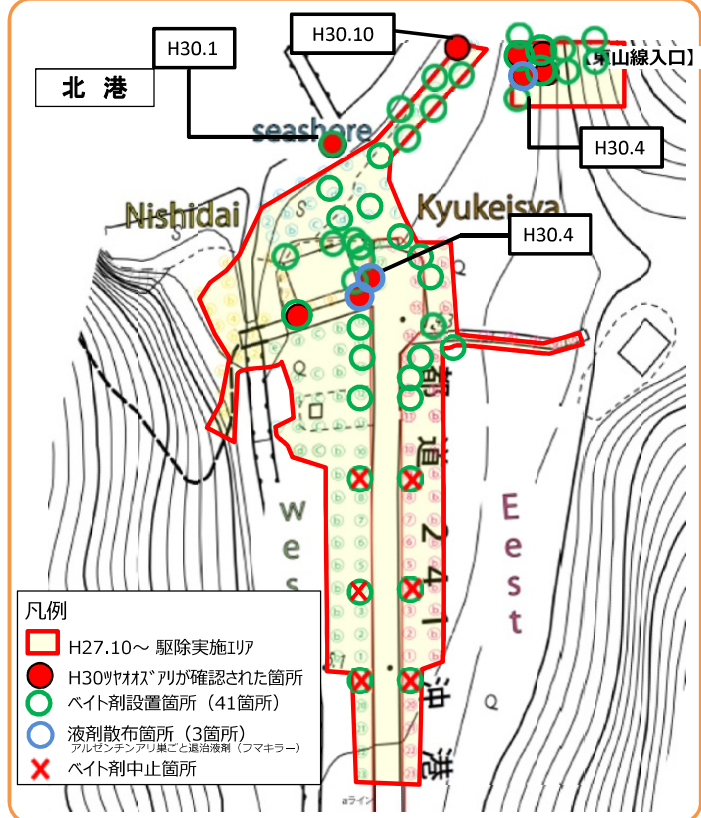
②これまでの経緯

|            |                                                                                     |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| H27年10月    | 駆除開始。後に28年末で確認できなくなった                                                               |
| H29年2月     | 再発見                                                                                 |
| H29年3月～12月 | 24地点において、週に1回ベイト剤交換による駆除作業を実施                                                       |
| H29年12月    | 休憩舎周りで生息を確認                                                                         |
| H30年3,4月   | 東山入口と休憩舎付近で確認後、液剤による駆除を実施<br>発見地点周辺のトラップ密度を増やし、合計32基のベイトトラップを設置                     |
| H30年5月～11月 | 発見地点のトラップ密度をさらに増やし、合計41基のベイトトラップを設置<br>10月のトラップ設置調査により北港海岸地域で再発見したため、南側ベイト箇所を海岸線に移動 |
| H30年11月    | 海岸線を中心にモニタリングトラップを設置、検出されなかったが、活性低下による可能性あり                                         |

③課題・今後の対応

・毎年冬にアリの活動が弱まるためベイト剤の設置を中止していたが、冬の間は休憩舎の敷石下や海岸線の石の下に巣を移動するため、付近を中心に駆除を継続する。  
・モニタリングの頻度を上げ、液剤による巣の駆除を行う。今後のベイト剤の密度等が課題となる。

④結果



陸産貝類域内保全(ツヤオズアリ防除)対策  
＜③母島・農地等＞

平成30年12月18日  
小笠原村

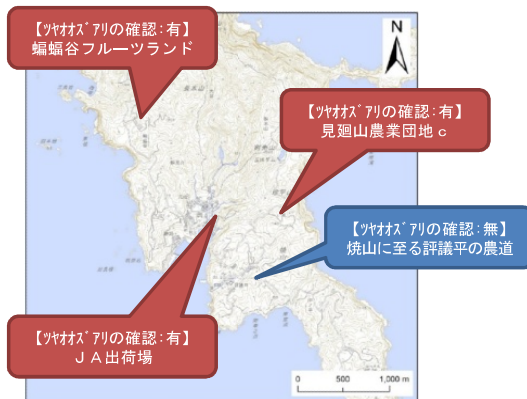
資料3-8③

①進捗状況

平成30年度の取組

◆防除実施箇所

- ・見廻山農業団地
- ・焼山に至る評議平の農道(調査のみ)
- ・JA出荷場
- ・蝙蝠谷フルーツランド

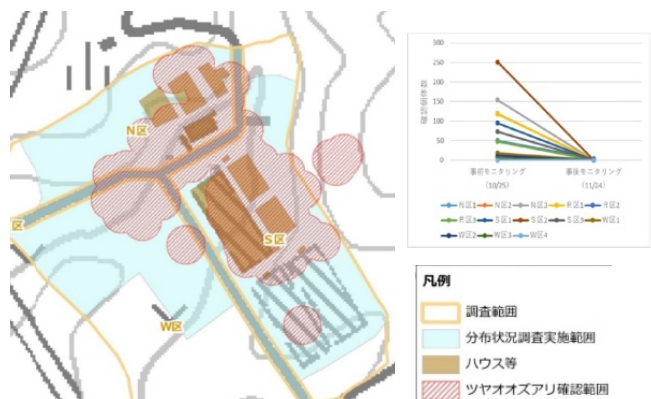


◆防除方法

ベイト剤設置

◆防除結果

- ・いずれも大幅に確認個体数が減少
- ・ただし、根絶には継続的な取組が必要



②本取組の目的

◆既に定着が確認されている母島の農地や集落での対策を行い、遺産地域への新たな拡散を防止

③これまでの経緯

◆平成29年度事業開始

④課題・今後の対応

- ◆防除作業の継続
- ◆農地・集落内等における生息状況の把握
- ◆島民(特に農業者)への普及啓発



## 陸産貝類域内保全(ツヤオズアリ防除)対策 ＜④父島・宮之浜園地＞

平成30年12月18日  
東京都小笠原支庁

資料3-8④

### ①本取組の目的

属島の調査や作業の玄関口となっている宮之浜園地において、陸産貝類など希少種を食害するツヤオズアリを駆除することにより、拡散を防ぐ。

### ②これまでの経緯

平成29年3月に分布調査を実施し、その結果に基づき同年5月から駆除を開始。  
平成29年度はAエリアの一部でツヤオズアリがあまり見られなくなったものの、B・Cエリアは全体的に分布が継続。園地南側に高密度帯が存在する可能性が示唆された。

### ③課題・今後の対応

- ・ベイト剤による対策は一定の効果が出来ていると考えられるため、今年度末までは、現行の方法での対策を継続予定(ベイト剤の設置は全エリアで継続)
- ・関係機関で今年度の結果を総括し、来年度の取組の方向性を決定予定(1月以降に実施)
- ・特にDエリア周辺の対策について検討

### ④進捗状況

#### ◆Aエリアの一部はモニタリングのみに変更

#### ◆B・Cエリアは駆除継続

#### ◆新たにDエリアの駆除を実施(平成30年5月から)

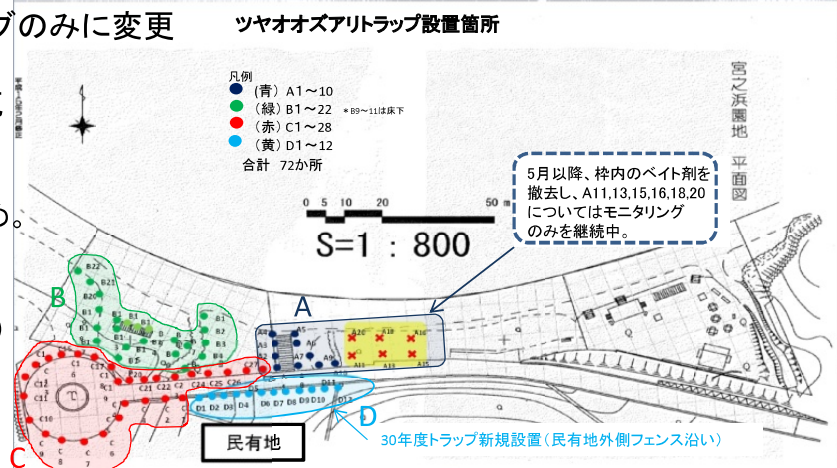
園地南側の民有地内での高密度な分布が懸念されるため。

#### ◆平成30年11月末現在、Dエリアのみで出現が継続

#### ◆作業は関係機関(国・都・村)が持ち回りで実施

#### ◆トラップは約5m間隔

#### ◆ベイト剤は週に1回交換



## 陸産貝類の生息域外保全対策

関連事業費 約95百万円の内数

平成30年12月18日  
環境省

資料3-9

### ①進捗状況

- ◆世界遺産センター保護増殖室と扇浦屋外飼育施設で域外保全を実施
- ◆東京動物園協会での飼育

#### 【世界遺産センター】 (カタマイマイ属)

飼育種：父島、兄島産の6種13個体群  
すべての種・個体群で繁殖が成功

飼育総数：約5300個体

#### (オガサワヤマキサゴ・オガサワヤセルガイモドキ属)

飼育種：ハシマヤマキサゴ、オガサワヤマキサゴ、チヂマセルガイモドキ

繁殖・累代飼育が課題

#### 【扇浦屋外飼育施設】

- ・施設：ウズムシ・ネズミ対策を施した網室を配置
- ・飼育種：チヂマカタマイマイ(鳥山)、アナカタマイマイ(千尋岩)、カタマイマイ(夜明)
- 繁殖・累代飼育が課題

#### 【東京動物園協会】

- ・恩賜上野動物園・多摩動物公園 アナカタマイマイ
- ・葛西臨海水族園・井の頭自然文化園 カタマイマイを飼育

### ②本取組の目的

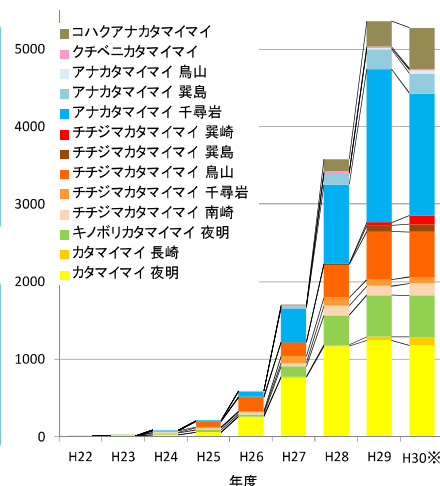
- ◆危機的な状況にある父島列島の陸産貝類の避難
- ◆遺伝資源の保存
- ◆将来的に外来種を排除できた際の自然界への移植。

### ③これまでの経緯

- ・平成22年から飼育開始
- ・平成29年5月から世界遺産センター内で飼育開始
- ・平成29年9月から都内4動物園で飼育開始

### ④課題・今後の対応

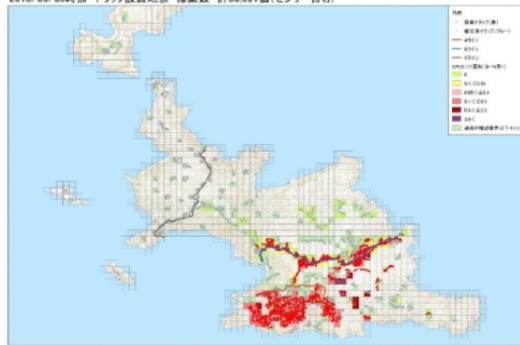
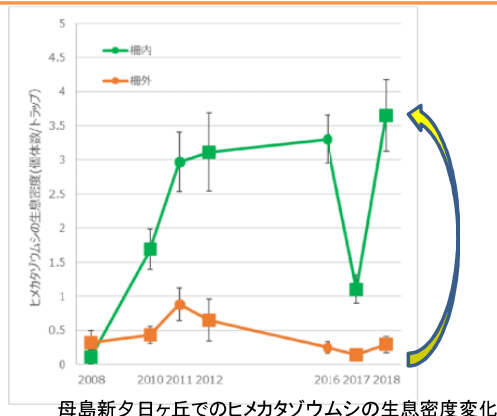
- ・遺産センターの飼育スペースは、既にほぼ上限に達している。  
⇒各個体群の遺伝解析により、地域個体群の統合等効率化を図る  
⇒昨年度の陸貝WGの議論を踏まえて域内保全の方針(補強、再導入)が決定。今後、方針に基づき繁殖計画等を策定する予定。
- ・屋外飼育の手法が未確立  
⇒屋外飼育手法の確立に向けて給餌、施設タイプを試行。
- ・母島ではオガサワラオカモノアラガイの繁殖技術の確立を目指し、試験中。



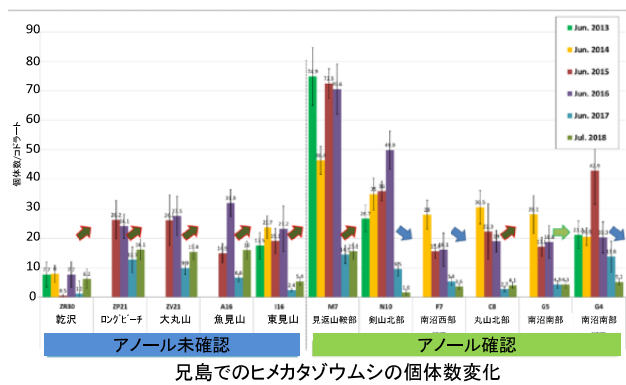
## ①進捗状況

- 兄島、母島新タ日ヶ丘、石門、父・母島港湾域で対策を実施
- 兄島
  - ・Bライン以北へのアノール拡散防止を概ね維持できているが生息密度の高い箇所が増えつつある。
  - ・一昨年度の干ばつの影響から、昆虫類の個体数は回復していない。
  - ・アノールの影響と思われるヒメカタゾウムシの減少傾向が確認された。
- 母島新タ日ヶ丘、石門
  - ・新タ日では侵入防止柵内で、アノール捕食影響を低減出来ている。石門では春期のアノール生息密度が昨年度より高い傾向。
- その他
  - ・兄島、母島新タ日ヶ丘の柵の維持管理を実施

2018/05/30時点 トラップ設置地点 種数数 計58,391個(センサー含む)

兄島でのアノールの捕獲状況(トラップ58,000個設置)  
(赤点:設置トラップ)

母島新タ日ヶ丘でのヒメカタゾウムシの生息密度変化



兄島でのヒメカタゾウムシの個体数変化

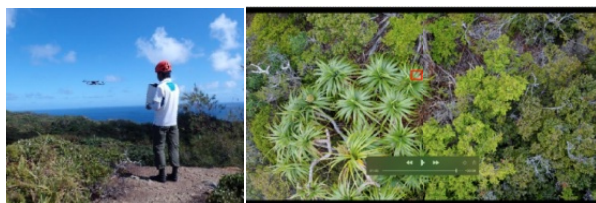
## ②課題・今後の対応

- 兄島では、捕獲圧を強化してきたが、アノール密度の高い箇所が増え、昆虫類の減少が見られ始めている。ロードマップに記載している「事態の極端な悪化を受けた対応」を具体的に検討する必要がある、今後の対策の検討を開始。

## ● 技術開発、試験

ドローンによるアノール探索、散布型トラップ試験、化学的防除(薬剤)試験の実施

ドローンによるアノール探索



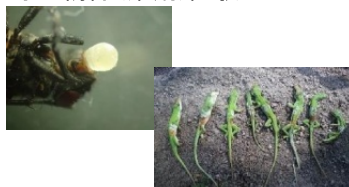
- ・これまで調査できないエリアの探索が可能
- ・現在、トラップ設置による探索作業を効率化できる

散布型トラップ試験



- ・これまでトラップが設置できない箇所に設置が可能
- ・9月～試行中。
- ・トラップの捕獲個体や樹上残存率、生分解率を確認。

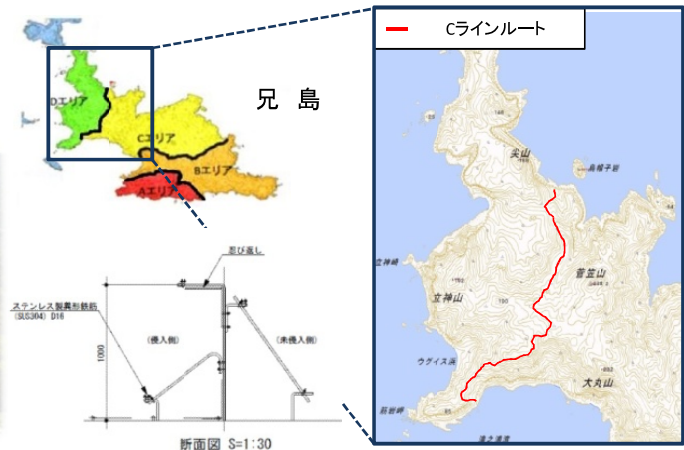
化学的防除(薬剤)試験



- ・室内でピレトリンカプセルをハエに貼付し、喫食、致死試験を実施。屋外で喫食試験を実施
- ・精度向上、環境影響・非標的種への評価や合意形成に向けた課題、条件整理等が必要

## ①進捗状況

- ◆ 3月にCラインが完成
- ◆ 引き続き維持管理を実施



## ②本取組の目的

- 兄島では、外来種グリーンアノールの生息地拡大を防ぐため、防除柵を設置
- グリーンアノールは兄島の貴重な昆虫類を捕食し、訪花昆虫類も同様の状況。これらがなくなると乾性低木林の世代交代が困難に
- 生態系悪化防止

## ③Cライン概要

H26 アクションプランにて設置を決定  
H28.8 着工  
H30.3 竣工

総延長： 約2.4km  
特 徴： 90° の忍び返しを採用  
高 さ： 0.6m、1.0m、1.8mの3タイプ  
主要部材： 異形ステンレス鉄筋  
耐候性ネット  
フッ素加工シートパネル

## ④課題・今後の対応

今年度、台風による破損等被害なし  
毎月1回に加え、台風通過後に緊急点検を別途実施

南端部にて土砂流出が見られるため、土留柵等の設置を図ります。

# 固有昆虫保全(保護増殖事業)(その1)

平成30年12月18日  
環境省

関係事業費 約12百万円の内数

## ①進捗状況

### ◆オガサワラハンミョウ

- ・保護増殖検討会を8月に実施。
- ・域外では世界遺産センター、伊丹市昆虫館、檀原市昆虫館にて合計1400個体程度を累代飼育。
- ・域内では生息地に侵入したモクマオウなどの駆除、リターの除去による環境改善を継続(林野庁)。  
H27年から毎年、人工飼育により羽化した成虫を、兄島の元生息地へ再導入する試験を継続中。  
(H27: 27個体、H28: 41個体、H29: 180個体、H30: 12個体)
- ・放逐した個体が産んだと思われる幼虫の巣穴も確認。
- ・今年度は、羽化や蛹化が進まず、放逐できる成虫が確保できなかった。

### ◆希少トンボ類(オガサワラオイトトンボ、ハナダカトンボ、オガサワラトンボ)

- ・平成31年1月保護増殖検討会を実施予定。
- ・生息状況のモニタリング(母・兄・弟島)、トンボ池の管理(兄・弟・西島)、母島での外来樹木の伐採、弟島でのシュロガヤツリの駆除などの環境改善を継続実施。
- ・昨年度は、春先まで続いた渇水の影響により生息数は激減した。
- ・今年度においても、渇水の影響は継続しており生息数が少ない状況。特に兄島タマナではトンボ類が見られない状況となっている。(徐々に回復している流域もある。)

## ②今後の対応・課題

### ◆オガサワラハンミョウ

- ・引き続き累代飼育を続け、一定程度の個体数を確保した上で再導入を継続する。今年度、飼育個体で蛹化が進まず、放逐成虫が確保できなかった要因を調査中。
- ・飼育において生き餌の確保も課題。
- ・再導入技術が確立されてきており、今後、エンドポイントの設定も検討する。

### ◆希少トンボ類

引き続き、生息状況の調査、トンボ池の管理、環境改善を継続する。



# 固有昆虫保全(保護増殖事業)(その2)

平成30年12月18日  
環境省

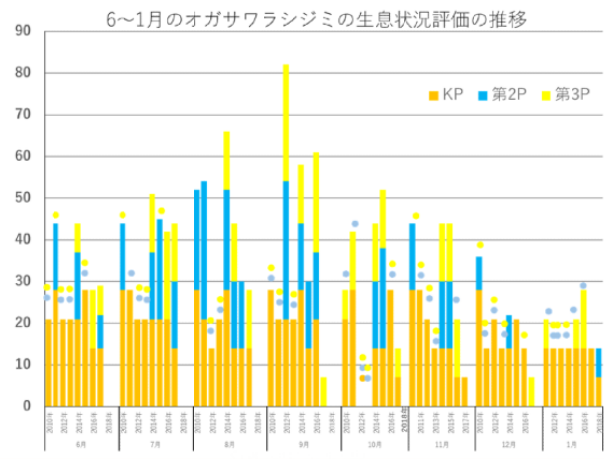
資料3-12②

関係事業費 約12百万円の内訳

## ①進捗状況

### ◆オガサワラシジミ

- ・6～10月はオガサワラシジミが通常確認される時期であるが、調査ポイント(石門、新夕日、西浦)で確認されなかった。
- ・6/2都道北進線で1個体が確認され、9/7に母島ガイドより乳房山で確認の報告があった。
- ・専門家より、既に絶滅してしまった可能性や生息していてもごくわずかな程度という意見があった。
- ・9/20に保護増殖検討会を立ち上げ、今後の対応について検討した。
- ・多摩動物公園では域外飼育が実施されている。



## ②課題・今後の対応

- ・保護増殖検討会において、今回のオガサワラシジミの減少要因として、平成28年10月～平成29年6月までの干ばつ、平成29年春のコブガシの開花不良、同年9月の台風の長期滞在により、生息環境が著しく悪化したことが挙げられた。また、長期的にはグリーンアノールによる捕食、餌木のオオバシマムラサキ等のアカギ等による被陰の影響も考えられる。
- ・種としての絶滅を回避するため、まずは多摩動物公園等の域外飼育個体群を安定的に維持するための体制の構築を目指す。(他園での分散飼育、餌木の確保など)
- ・域内の生息環境改善についても検討し、実施していく。今年度、環境省ではオオバシマムラサキが多く生育する堺ヶ岳から乳房山にかけての稜線部でのアカギ等の外来樹木の駆除を予定。

# 希少野生動物保全(アカガシラカラスバト、オオコウモリ保護増殖)対策

平成30年12月18日  
環境省

資料3-13

関係事業費 約7百万円の内訳

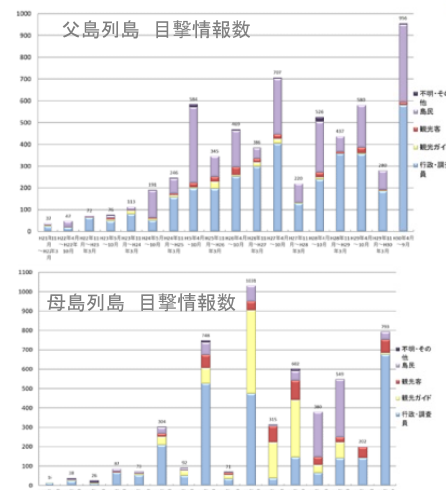
## ①進捗状況

### ◆アカガシラカラスバト

- ・個体数は増加し、ノネコのリバウンドにより平衡状態と推定。ただし、まだ個体群が安定している状態とは言えない状況。
- ・個体数推定手法については課題。
- ・都内動物園で計49羽を飼育(H29時点)。2羽の自然育雛に成功。
- ・中期実施計画(H25年11月～平成30年10月)の達成状況や取組を評価、次期計画を策定(H30年11月～H35年10月)。

### ◆オガサワラオオコウモリ

- ・平成29年度に保護増殖検討会を設置。
- ・今年度は、既知情報に基づく課題の整理、調査が進んでいない母島の冬期集団ねぐら調査等を実施予定。
- ・父島において餌資源確保のため嗜好性の高い海岸植生再生(小港、モモタナ植栽等)、サンカクバナナの樹勢回復(洲崎)の取組を継続。



## ②本取組の目的

- ・いずれも、自然状態で安定的に存続できる状態になることが目的。

## ③これまでの経緯

＜ハト＞H19年度から取組が行われ、H25年度に現在の中期実施計画を策定。  
＜オオコウモリ＞それまで地域課題WG等でも検討。H29に保護増殖検討会を初開催。

## ④課題・今後の対応

### ＜ハトの課題＞

- ・ノネコのリバウンドにより個体数増加は見られない。
- ・個体数の増減傾向、個体数推定の精度向上、手法確立。
- ・域外保全での自然育雛の技術確立など

### ＜オオコウモリの課題＞

- ・目標の設定や中期実施計画の策定
- ・基礎的情報の収集・整理と具体的な取組の調整(・農業被害との調整)

①進捗状況

◆アカガシラカラスバト

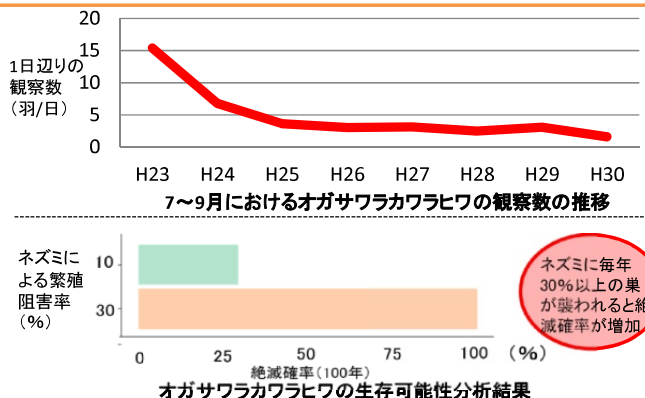
今まで観察数の少なかった営巣や群が観察された。

◆オガサワラカワラヒワ

例年に比べて目撃数が減少しており、個体数の減少が推測される。今後の生存可能性を分析した結果、ノネコの捕食やネズミによる繁殖阻害が続くと絶滅リスクが増加することが明らかになった。

◆オガサワラノスリ

20ペアが営巣し、うち9ペアで繁殖成功。繁殖成功ペア数は過去の調査とほぼ同数であり、繁殖への悪影響は見られなかった。



②本取組の目的

アカガシラカラスバト・オガサワラカワラヒワ・オガサワラノスリの保護管理対策の資料とするため

- ・学術研究報告や各種事業などの文献収集・整理を実施。
- ・父島に比べやや情報が不足している母島において、生息・繁殖状況の調査を実施(営巣地の探索、直接観察、センサーカメラ、標識調査等)

③これまでの経緯

○アカガシラカラスバト

繁殖行動の観察、営巣地の発見なども行ったが、繁殖に影響を与えないよう営巣地の積極的な確認はせず定期的なモニタリングを継続する。

○オガサワラカワラヒワ

標識調査により、母島属島間を移動していることを確認。個体数の減少が危惧されることから、営巣状況等未知の情報を収集する。

○オガサワラノスリ

母島のほぼ全ての営巣地を確認。今後、営巣地の繁殖状況を毎年モニタリングする。

④課題・今後の対応

○アカガシラカラスバト

- ・依然としてノネコによる捕食リスクがある。
- ・個体数推定を行い、個体数の動向を把握する。

○オガサワラカワラヒワ

- ・繁殖地である母島属島での外来ネズミ類による巣の卵等への捕食圧が繁殖に大きな影響を与えている可能性が高いため、母島属島でのネズミ駆除が必要。
- ・モニタリングを継続する。特に繁殖期の調査を重視し、繁殖状況のさらなる把握に努める。

○オガサワラノスリ

- ・引き続き繁殖期のモニタリングを継続し、経年的な繁殖動向の把握に努める。
- ・関係機関との情報共有体制の構築。



関連事業費 約48百万円

①進捗状況

●ノネコ捕獲の成果

- ・捕獲前と比べアカガシラカラスバトの個体数が増加。
- ・母島南崎ではカツオドリ、ミズナギドリ等が繁殖。
- ・2018年、父島南崎でもカツオドリの営巣が確認(自然文化研究所調査)

●対策状況

- ・父島では、2014年以降、捕獲数がリバウンドし、ハトの増加傾向も鈍化。難捕獲個体が残存、繁殖していると推定。
- ・捕獲数が増加し、一時飼養施設の収容力超えが常態化してしまったため、母島での捕獲範囲を絞る等の対応。保全対象種に危険がある場合には緊急捕獲を実施。

②本取組の目的

- アカガシラカラスバトやオガサワラオコウモリ等の希少野生動物の保全

③課題・今後の対応

- 父島では、早期の完全排除を目指し、捕獲圧の強化、効率的な捕獲(作業、罠、餌等)の試行、実施。

3000畝日/月以上に増設、自動撮影送信カメラの導入、罠や餌の多様化 子ネコ捕獲に対応した小型カゴ罠の試行・導入 等

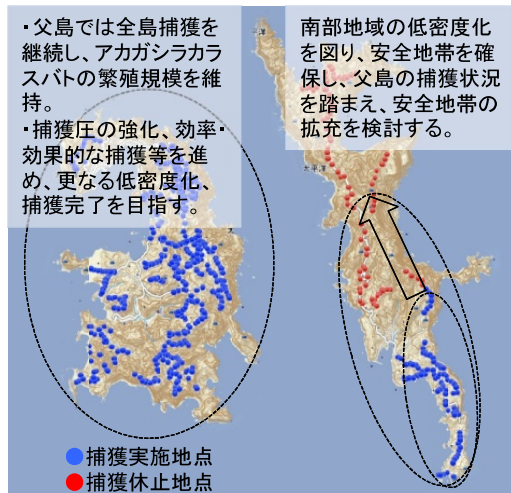
- 母島では、当面、保全対象種の繁殖・生息地が重複する南部地域でのノネコの低密度化を図り安全地帯を確保し、その範囲を中北部へ拡充していく。

- 2018年10月時点、増加傾向にあった父島のノネコ(捕獲数、カメラ撮影枚数)に減少傾向が見られた。捕獲・監視を継続し、今後の推移を確認する。

→ノネコの減少要因・効果的な対策の検証・評価、更なる低密度化、完全排除のための手法の検討が必要

- その他

- ・受入れ先(動物病院)の拡充を推進していく。



# 南島におけるネズミ類の駆除

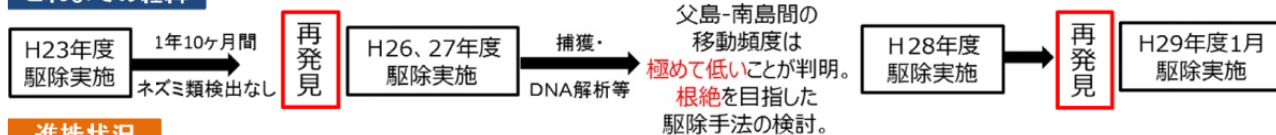
平成30年12月18日  
東京都小笠原支庁

資料3-16

## 目的

在来植生の回復・海鳥類の生息環境の保全のため、南島に生息するネズミ類を**根絶する**

## これまでの経緯



## 進捗状況

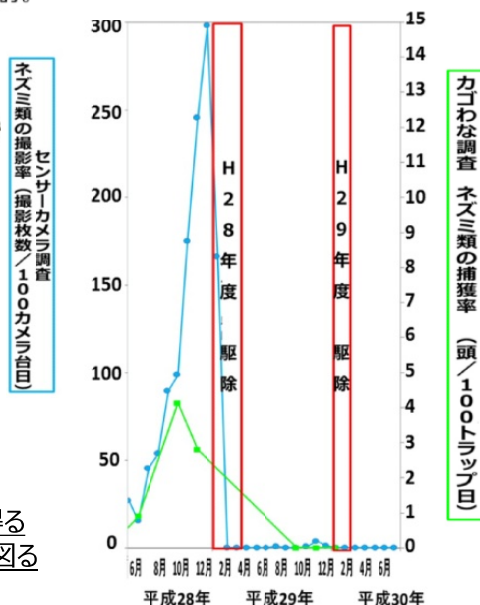
センサーカメラ15台、ベイトステーション230台設置中。

★センサーカメラ15台・ベイトステーション15台のモニタリング、殺鼠剤の補充を毎月1回実施。

★ベイトステーション230台は、殺鼠剤の補充を5、9、1月の計3回実施。  
(毎月確認15台含む)



平成30年1月の全島駆除実施以降、ネズミ類の生息は確認されていなかったが、8月27日の調査で**ネズミ類を再発見**。  
さらにネズミ類の検出力を上げるため、センサーカメラ10台を増設。



## 課題・今後の対応

- ・現在捕獲を試みており、殺鼠剤に対する耐性の有無を確認する
- ・専門家による駆除対策検討会を立ち上げ、来年度事業の提言を得る
- ・捕獲後は、引き続きベイトステーションによる捕獲圧を掛け、**低密度化を図る**
- ・センサーカメラによる**モニタリングを継続**する

# 聟島列島植生の保全回復に係るネズミ対策

平成30年12月18日  
東京都小笠原支庁

資料3-17

## ①進捗状況

聟島列島

媒島 137ha

嫁島 85ha

60km

45km

父島列島

ベイトステーション

散布イメージ

|                      | 媒島                                   | 嫁島          |
|----------------------|--------------------------------------|-------------|
| 実施時期                 | 8～9月(夏)<br>2～3月(冬)                   | 2019年度以降    |
| 殺鼠剤散布方法              | 手撒き + ベイトステーション<br>(離岩礁・急傾斜地はドローン散布) |             |
| 殺鼠剤の使用量              | 8.7t                                 | 3.7t(予定)    |
| 殺鼠剤の散布密度             | 20kg/ha(夏)<br>40kg/ha(冬)             | 40kg/ha(予定) |
| センサーカメラ<br>(モニタリング用) | 60台                                  | 40台         |

## ②本取組の目的

- ・在来植生を中心とした生態系を保全・回復する
- ・海鳥類の繁殖地を保全する

## ③これまでの経緯

H11 媒島 ノヤギ排除完了  
H12 媒島 植生復元事業開始  
H13 嫁島 ノヤギ排除完了  
H15 聟島 ノヤギ排除完了  
H22 聟島 ネズミ駆除完了(環境省)

⇒聟島ではネズミ駆除まで完了し、植生が回復しつつある。

## ④課題・今後の対応

- ・同時に実施しているモニタリングでは、内陸部でネズミ個体数が多く、沿岸部で少ない傾向が見られている
- ・非対象生物や植生回復状況なども含めモニタリングの結果・状況を踏まえ、来年以降の対応を検討

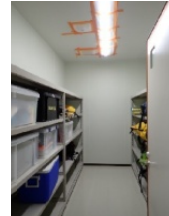


## ①進捗状況

- ◆来館者数  
平成30年4～11月末 5,909人(観光客:5,025名、村民884名)  
平成29年度 5,928人(観光客:4,500名、村1,428名)  
開館日・時間 おがさわら丸入港中・9:00～17:00(着発期間は日曜休館)  
休館日:おがさわら丸出港中(大型観光船入港中は開館)
- ◆外来種対策の燻蒸室・冷凍室活用の主な事例  
・西之島(環境省)、北硫黄島自然環境調査(都)  
・アノールトラップやベイトステーション等資材燻蒸
- ◆普及啓発  
・沖ノ鳥島、西之島講演会 等  
・写真展、夏休み企画クイズラリー、マイマイイベント、ハンミョウ企画展、返還50周年記念報告会等の実施
- ◆その他  
・視察、取材の受入れ



西之島講演会



外来種対策のための調査資材等の検査・処置



みどりフェスタ2018  
ブース出展

## ②本取組の目的

- 世界自然遺産の保全拠点
- ・世界自然遺産の価値や保全の取組に関する情報発信
  - ・固有のカタツムリやハンミョウの飼育等の希少種の保護増殖
  - ・属島等に持ち込む資材の燻蒸・冷凍等による外来種対策
  - ・野生動物の保護やペットの適正飼養の推進

## ③これまでの経緯

- 平成23年度～:整備構想・設計
- 平成28年度末:工事完成
- 平成29年5月:オープン(総工費10億900万円)
- 平成29年6月:南硫黄島総合調査での検査
- 平成30年3月:ダーウィン研講演会
- 平成30年7月:西之島事前調査の検査 など

## ④課題・今後の対応

- ・普及啓発  
今後も、地元小学校等と連携した授業や、島民、観光客向けの普及啓発等を実施し、世界自然遺産の価値等を伝えていく
- ・外来種対策の拠点として、検査処置室・燻蒸室・冷凍室の改善(課題)

# 動物対処室の運営

## ①進捗状況

平成30年度上半期の活動実績

### 野生動物の保護

- ◆オガサワラオコウモリ、アカガシラカラスバト、海鳥などの治療を延べ98件実施
- ◆治療・リハビリを経て野生復帰に成功した個体もあり、これまでにない成果

### 飼い主のいないネコ対策

- ◆負傷・体調不良の捕獲ネコへの一時的な処置を延べ278件実施

### ペットの適正飼養

- ◆ペット診療を延べ334件実施
- ◆治療のほかに適正飼養指導や健康診断を実施

### 普及啓発

#### 【小学低学年向け出前授業】

(平成30年10月 父・母)

- ・ニワトリとのふれあい教室



### 他機関との連携

- ◆ネコ連への参画(捕獲ネコの譲渡促進に向けた話し合い)
- ◆環境省、支庁産業課、NPO、母島獣医師と連携した傷病鳥獣の処置



## ②本取組の目的

- ◆関係機関・団体により協議会を設立し、「人とペットと野生動物が共存する島づくり」の実現を目指す

## ③これまでの経緯

- ◆平成28年11月「人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会」設立
- ◆平成29年5月～世界遺産センター内の動物対処室を上記協議会により運営開始

## ④課題・今後の対応

- ◆野生動物保護、ノネコ対策等の各機関の取組との連携のあり方検討
- ◆愛玩動物の適正飼養に関する普及啓発の徹底
- ◆持続的な運営体制の検討



## ①進捗状況

◆検討中のペット条例骨子(案)は別紙参照

## ②本取組の目的

◆愛玩動物由来の新たな外来種の侵入・拡散を防止するため、新しい制度、管理体制を検討

## ③これまでの経緯

◆平成10年

小笠原飼いネコ適正飼養条例

◆平成25年3月

科学委員会下部WGで「短期的課題」に位置付け

◆平成27年10月～

「愛玩動物による新たな外来種の侵入・拡散防止に関する地域課題WG」において検討

## ④課題・今後の対応

&lt;課題&gt;

◆制度設計の精査(法令の精査等)、制度運用の検討(関係機関、海運会社等の連携等)

&lt;今後の予定&gt;

◆1月28日 地域連絡会議においてWGの検討結果を報告

◆2月 住民説明会を実施

→科学委員会委員も含め、ご意見を踏まえ、条例の制定を目指す

## ①進捗状況

以下の取り組みを継続して実施

◆カゴ罠無料貸し出し:通年

◆集落内一斉防除:2～3月(予定)

◆定期モニタリング(四季調査)

◆農業者への殺鼠剤購入補助

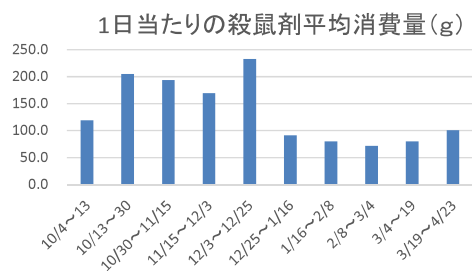
ベイトステーション(BS)はH30～



◆村民アンケート調査(回答率約10%)

捕獲等経験:約50%、カゴ罠無料貸出認知度:57%

◆母島農地でBSを使用したネズミ試行的対策結果



## ②本取組の目的

◆生態系保全事業との関連による増減が想定される外来ネズミ類の対策について、生態系に限らず生活や農業を守るための対策を関係行政機関が連携して実施する。

## ③これまでの経緯

◆H27年度～:行政連絡会

◆H28年度～:カゴ罠貸出(自主防除支援)

:集落内一斉防除

◆H23年度～:農業者への殺鼠剤購入補助

◆H30年度～:農業者へのBS購入補助

## ④課題・今後の対応

自主防除の推進、各種事業の検討

&lt;アンケートでの主な意見&gt;

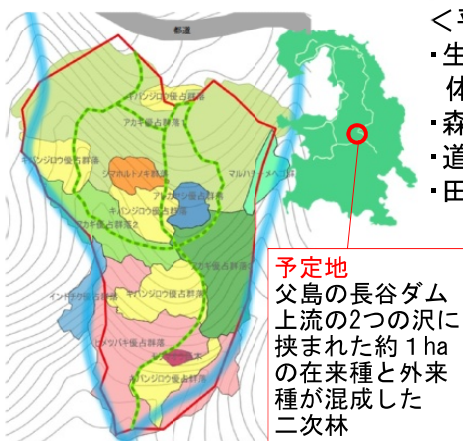
・一斉防除の時期・場所の拡大

・殺鼠剤等補助の拡充

・駆除後の処理

## ①進捗状況

### オガグワの森プロジェクト



**予定地**  
父島の長谷ダム  
上流の2つの沢に  
挟まれた約1ha  
の在来種と外来  
種が混成した  
二次林

#### 【村民参加の取組】

＜平成29年度＞

- ・生きもの観察&森づくり体験会(父)
- ・森の地図づくりイベント(父)
- ・道づくり体験会(父・母)
- ・田中教授による講演会(母)

＜平成30年度 父・母＞

- ・春の地ならし体験会
- ・夏の地ならし体験会
- ・植樹会(母11/11、父12/9)
- ↑オガサワラグワのクローン苗等を植樹
- ・維持管理イベント(3月予定)

### ハハジマ森の道プロジェクト

**予定地**  
母島の静沢集落  
北側のギンネムが  
繁茂する避難路を  
兼ねた散策路沿い



## ②本取組の目的

- ◆小笠原の自然を守るための希少種保護や外来種対策は、ある程度の成果を出している一方で、それらの取組に距離を感じるとの声も
- ◆村は、基本理念「人と自然の共生する村づくり」を掲げ、平成30年に返還50周年。それを記念してスタートした自然を身近に感じてもらう取組

## ③これまでの経緯

- ◆平成28～29年度に「オガグワの森」の現況調査を実施
- ◆平成29年12月から「母島の森」のアドバイザーとして東京農業大 田中教授(科学委員)
- ◆平成29年度に林木育種センターとオガサワラグワ保全に向けた植栽共同試験に関する覚書を締結

## ④課題・今後の対応

- ◆今秋の植栽イベントを開催予定
- ◆同イベントに向けて、オガサワラグワはじめとした在来樹木の苗を育成中
- ◆植栽後の管理体制を検討

## ①進捗状況

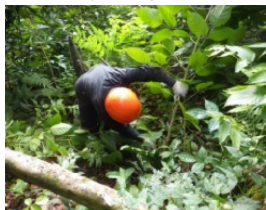
### 父島ボランティア

父島島民からボランティアを募集し、観光利用の多い千尋岩への指定ルートにおいて、外来種の拡散を防止することを目的に、外来種駆除を実施。



### 母島ボランティア

平成14年から内地のボランティアを一般公募し、母島の地元ボランティアの方とも一緒に外来種であるアカギの駆除を実施。16回目となる今回はアカギの抜取り等のほか、オガサワラグワの植栽も行った。



### 小笠原中学校

東平アカガシラカラスバトサンクチュアリー内でアカガシラカラスバトの生息環境整備等の取組を学習し、キバングロウ等の駆除を体験。



### 東京農業大学ボランティア部

平成17年から小笠原での活動を開始し、年2回のペースで来島。各所で外来植物駆除作業を実施。



## ②本取組の目的

関係機関と連携し、環境教育やボランティアとしての外来植物駆除を通して、児童生徒や村民等に対して森林生態系保全の重要性の理解を深める機会を提供する。

## ③これまでの経緯

父島ボランティア、母島ボランティア、東京農大等のボランティアの開催、村内及び内地の教育機関向けの環境教育の実施。

## ④課題・今後の対応

一般島民の参加が少ないので、参加してもらえるような工夫が必要。引き続き、関係機関と連携し実施していく。

# 愛玩動物による新たな外来種の侵入・拡散防止に関する検討結果について

## 地域連絡会議報告(案)

愛玩動物による新たな外来種の侵入・拡散防止に関する  
地域課題ワーキンググループ  
平成30年12月18日

1

### 1. 検討の背景について

#### ○ネコ対策の経緯について

##### 1996年頃～

飼い主のいないネコによる希少鳥類被害、環境衛生悪化  
→捕獲した集落ネコを避妊去勢し、マイクロチップを装着

##### 1999年4月～

小笠原村飼いネコ適正飼養条例施行  
→飼いネコの登録、適正飼養推進

##### 2006年～

小笠原ネコに関する連絡会議発足  
山域のネコの捕獲事業の本格実施

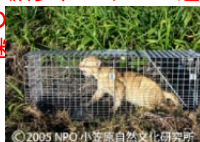
##### 2008年度～2016年度

動物派遣診療(東京都獣医師会協力)による適正飼養推進

##### 2017年5月～

小笠原世界遺産センター動物対処室開設(獣医師常駐)  
→野生鳥獣治療、ペット診療・適正飼養推進

→ **成果：ノラネコの減少、ペットの適正飼養の浸透**



アカガシラカラスバト

#### ○世界遺産関係の経緯について

##### 2011年6月

小笠原諸島世界自然遺産登録  
世界遺産委員会

要請事項：**侵略的外来種対策の継続**

##### 2012年度～2015年度

新たな外来種の侵入・拡散防止に関するWG

→課題整理：

新たな外来種の侵入・拡散リスクの低減。  
そのうち、新たな外来種となりうるイヌ、  
ネコ以外のペットの対応は、短期的課題として整理

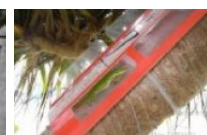
##### 2015年度～2018年度

愛玩動物による新たな外来種の侵入・拡散防止に関する地域課題WG(愛玩動物WG)

→**ペットに関する管理の強化の検討**



ノヤギ・ノネコ侵入防止柵



捕獲されたグリーンアノール



## 2. 検討の結果について

愛玩動物WG（2015年度から2018年度まで計9回開催）

構成団体・アドバイザー：

環境省小笠原自然保護官事務所、林野庁小笠原諸島森林生態系保全センター、  
東京都小笠原支庁（産業課、土木課）、東京都島しょ保健所小笠原出張所  
小笠原観光協会、NPO法人小笠原自然文化研究所、NPO法人小笠原野生生物研究会、小笠原動物協議会獣医師  
学校法人神奈川大学法学部準教授、公益財団法人東京都獣医師会業務執行理事、飼い主の会代表、母島獣医師

検討事項：

新たな外来種WGの課題整理を受けて、  
ペットをはじめとした動物の飼い方の制度（案）を検討  
→村の条例として執行することを想定



2017年11

人とペットと野生動物が共存する島づくりシンポジウム

検討結果：

### 1. 基本認識：

- ・ネコの適正飼養の推進、野生化したネコの捕獲（外来種対策）  
→長年の労力、大きなコスト、村民、関係者などの多大な協力（その他外来種対策全般にいえる）  
→飼いネコについては適正飼養が浸透しつつあり、希少種の生息数が増加するなど効果も見られている  
→小笠原にとってはあらゆる動物がリスクとなるが、ネコと同様に制度・ルールを整えればリスクを低減可能
- ・小笠原世界遺産センター動物対処室の開設により、制度・ルールを運用する体制が整いつつある  
→小笠原では、適正に管理すれば、ペットを飼うことは可能であり、野生動物とも共存できる

### 2. 基本理念：人とペットと野生動物の共存

### 3. 検討結果：実効性のある具体的な制度の検討。→制度（案）の骨子の策定

3

## 3. 制度（案）の骨子 ～全体の構成～

目的：ペットをはじめとした動物を適正管理にすることで、小笠原の生態系への影響を未然に防止する

海洋島特有の小笠原の生態系は、外から持ち込まれるあらゆる動物がリスクを持っている

以下の動物を除き、小笠原へ持ち込む動物、小笠原で飼うことができる動物を制限（第6条）

（持ち込み・飼養可能種リスト（イヌ、ネコなどのほ乳類の一部と鳥類の一部）

農業・畜産業・水産業の目的で飼われる動物

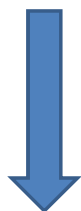
学校教育、研究、生態系保全その他公益上必要な目的で飼われる動物

その他、特別に許可された動物

5・6ページ目



リスクはあるものの、  
適正管理を前提に、  
飼うことができる制度



○動物の持ち込みの申告義務：小笠原に持ち込まれる動物の把握・監視  
対象者：すべての人、対象動物：すべての動物

7ページ目

○ペットの登録・適正飼養義務：村内のペットの把握・適正飼養を義務付け  
対象者：飼い主、対象動物：すべてのペット

8ページ目

○動物の逸走防止等義務：動物が野生下に逸走させないよう義務付け  
対象者：すべての人、対象動物：すべての動物

9ページ目

○村民の協力事項として、餌やり防止、飼い主の会の規定  
○審議会の設置の規定  
○指導・勧告・命令・検査：制限・義務に関し指導等の権限を村に付与  
○過料：制限・義務違反に関し過料制を導入

人とペットと野生動物が共存する島を目指す

4

#### 4. 制度（案）の骨子 ～持ち込み・飼養の制限～

**主旨：適正な管理を前提に、小笠原に持ち込み・飼養することができる動物を、制限する**

対象者：すべての人（観光客、村民、公的機関）

対象動物：すべての動物

※持ち込み・飼養可能な動物（制限されない動物）は以下のとおり

○ペット：ほ乳類の一部（イヌ、ネコ、ウサギ、モルモット、ハムスター）

持ち込み・飼養可能種リスト  
（選定の考え方は次ページ）

小笠原村内で捕獲した動物

→条例により、持ち込みの申告、登録と適正飼養、逸走防止の措置を義務付けて管理

外来生物法、動物愛護管理法（東京都動物愛護管理条例）、狂犬病予防法等と組み合わせた管理

○農業・畜産業・水産業、学校教育、研究、生態系保全などを目的とした動物

例：畜産農家、漁業者、農業センター、水産センター、学校、研究機関、海洋センター、遺産センター、ネコ待ち など

→条例により、持ち込みの申告、逸走防止の措置を義務付けて管理

家畜伝染予防法、養蜂振興法、動物愛護管理法等組み合わせた管理

○上記以外の動物は：村長の許可を受けなければ、持ち込み・飼養できない。

→リスク及び飼い方等について個別に検討する

<不許可基準>いずれかひとつでも該当すれば許可できない

①持ち込み等行う動物の種類、性別等の特徴が明らかでない場合

②移送及び飼養方法等において、その動物の特性に応じ適切な管理及び逸走防止措置がとられていない場合

③飼養等に係る動物を適正な管理を行うことができない者と認められる場合

④適正な管理を行っても、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがある場合

→問題なければ、個別に許可（必要に応じて飼養条件を附す）する。

そのうえで、持ち込みの申告、登録と適正飼養、逸走防止の措置を行う

配慮事項：観光客にも配慮し、条例の施行にあたっては、周知期間を1年以上設けて、運用を開始する。  
それまでに登録すれば、現在飼っている動物はすべて飼うことができる（経過措置を設ける）

5

#### 5. 制度（案）の骨子 ～持ち込み・飼養可能種リストの選定の考え方～

**主旨：以下の検討を行い、専門家の意見を聞きながら、「持ち込み・飼養可能種リスト」を作成**

##### ■検討の前提条件

- ・すべての動物には、逸走・野外定着による生態系への影響リスクが存在
- ・マネージメントの実効性の確保

→ブラックリスト制ではなく、ホワイトリスト制の採用

##### ①生態系への影響リスクの情報整理

- ◆野外に逸走した際の生態系リスクが明らかかどうか
- ◆小笠原において野生状態で定着しているかどうか



##### ②適正飼養の可能性とその担保の整理

- ・以下の3つの観点を中心として、適正な管理の徹底が見込まれるかどうか
- ◆家畜化、大衆化されている（小笠原村の飼養実績の整理）
- ◆適正な飼養方法が確立されている
- ◆適正な飼養指導の体制が確立されている（獣医師などの指導を受けることができる）
- 終生飼養、繁殖制限、飼養数上限、個体識別、逸走防止装置等を義務付けることで、個人の資質・飼養能力に関係なく適正飼養を担保



##### ③「①」で整理した生態系への影響リスクに応じ、「②」の適正な管理の徹底が見込まれることで、万が一に逸走しても生態系への影響を

限りなく少なくするようにできるかどうかを検討

- ◆野外での個体群形成のリスク（繁殖制限や飼い方、動物の生態により定着の可能性が低いかどうか）
- ◆希少種等の捕食、食害のリスク（野生下ではすぐ死亡する。または、再捕獲が可能かどうか）

**持ち込み・飼養可能種リスト  
に掲載するペットを選定**

イヌ、ネコ、ウサギ、  
モルモット、ハムスター  
村内で捕獲した動物



- ◆リストは、社会的ニーズ等に応じて見直し等を行う。
- ◆その他は、個人の資質・飼養能力も勘案し、適正飼養等に係る一定の条件のもと審査
- 専門家へのヒアリング、審議会等において検討

6

## 6. 制度（案）の骨子 ～動物の持ち込みの申告義務～

対象者：すべての人（観光客、村民、公的機関等問わず。貨物のみの移動も含む）  
 対象動物：すべての動物（種類、目的を問わず意図的に持ち込む動物）  
 申告方法：持ち込む前に、動物の種類・個体数などを役場に申告

**主旨：持ち込みが認められていない動物に対して一定の検疫をかけるため、持ち込みの申告を義務付ける**

### ＜持ち込み時の手続き方法＞

- おがさわら丸乗船による動物の持ち込み
  - ①竹芝客船ターミナルにおいて、申告書及び条例遵守の誓約書を提出
  - ②持ち込み等可能かどうかチェックを行う
  - ③持ち込み等が禁止されている動物を伴っている場合、原則として、持ち込みを断る。
- その他の船、貨物など
  - ①事前に役場へ申告
  - ②持ち込み可能かどうかチェックを行う（関係機関に協力を求める）

### ＜持ち込まれてしまった場合：5万円以下の過料＞

船、住居、宿泊施設等から絶対に出さないこと、すみやかに島外へ搬出すること等を指導  
 →必要に応じて動物を隔離など必要な措置をとる

**課題：実効性の体制の構築。持ち込み時のチェックを、どこまでできるかが鍵となる。**  
 村だけでなく、国、東京都、その他関係機関・団体と連携して実施することが重要  
 → 周知期間（運用開始時期）の間に、関係機関と調整し実施体制を構築する。

7

## 7. 制度（案）の骨子 ～ペットの登録・適正飼養の義務～

**主旨：適正飼養を担保するため、イヌ、ネコ以外のペットについても登録と適正飼養を義務付ける**

対象者：飼い主（村内）  
 対象動物：すべてのペット（愛玩又は鑑賞の目的で飼養する動物）  
 登録方法：村内で飼養開始30日以内に登録 ※既にネコ条例・狂犬病予防法で既に登録しているネコ・イヌは新たな登録は不要。条例施行後は必要。

- ①適正飼養の基本的な義務：**終生飼養・適正譲渡**（飼養放棄をしない）、**環境衛生保持**（人とペットの共生）、**逸走等防止**（逸走させない） [→次ページ](#)
- ②適正飼養の個別の義務：下表

| ペットの種類<br>(※1)    |                 | 繁殖制限<br>(※2)  | 飼養上限数<br>(※3) | 個体識別                | 報告<br>(ヒアリング) |
|-------------------|-----------------|---------------|---------------|---------------------|---------------|
| ほ乳類               | イヌ(※4)          | 避妊・去勢         | 5             | マイクロチップ             | 毎年度           |
|                   | ネコ              | 避妊・去勢         | 5             | マイクロチップ<br>登録用品(首輪) |               |
|                   | ウサギ、モルモット、ハムスター | 避妊・去勢<br>(※4) | 1             | マイクロチップ<br>(※4)     |               |
| 小笠原で捕獲した動物        |                 | —             | —             | —                   |               |
| その他、特別に許可を受けた愛玩動物 |                 | 許可条件          | 許可条件          | 許可条件                | 許可条件          |

- ※1：適正飼養を遵守していても、生態系に影響のおそれのある場合、指導の対象  
 ※2, 3：ブリーダー等動物取扱業者などは適用除外。ただし、不適正な飼養実態があれば指導の対象  
 ※3：飼養上限数以内であっても、狭い空間での飼養等で不適正な飼養実態があれば指導の対象  
 ※4：狂犬病予防法でも登録は必要になる。また同法にもとづき鑑札をつけなければならない。  
 ※5：イヌ・ネコ以外にペットについては、繁殖制限、個体識別を努力義務とする。

8



## 8. 制度（案）の骨子 ～動物の逸走の防止等の義務～

**主旨：すべての動物が小笠原の生態系にとってリスクがあることから、逸走防止措置等を義務付ける**

対象者：すべての人（観光客、村民、公的機関問わない）  
対象動物：すべての動物（種類、目的を問わない）

### ①動物の遺棄の禁止（5万円以下の過料）

すべての動物に対し、遺棄を禁止する

c f：動物愛護管理法（哺乳類・鳥類・爬虫類については100万円以下の罰金）

### ②動物の逸走防止措置

- ・逸走の防止とは：人の管理下でない状態  
ペットについては基本的に室内飼養（イヌの場合は、リード装着での外飼いも可）  
その他の動物については、その動物に応じて適切な管理下におくこと
- ・既にきちんと逃げ出さないよう問題なく飼って頂いている方に、新たに追加措置を求めるものではない。  
→飼っている動物が逃げ出さないよう、十分注意することをお願いする。

※稚魚、子ガメの放流、養蜂、動物の野生復帰等を規制するものではない。

### ③逸走時の捜索・通報

逸走してしまった場合、自ら捜索するとともに、村役場に通報する

### ④逸走した場合の原因者負担

関係機関が捕獲等その他必要な措置をとった場合、その費用を原因者が負担する

観光客が飼っていた  
インコが逃げてし  
まったこともある

